

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年5月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000094 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100004 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 4 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、15 万円から 32 万円、平成 19 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 32 万円とする。

平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日まで  
請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。提出した給与明細により、納めていた社会保険料に見合う額に年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの期間については、請求者が提出した給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額 (平成 14 年 4 月から平成 19 年 3 月までは 15 万円及び平成 19 年 4 月から同年 7 月までは 9 万 8,000 円) を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの標準報酬月額については、請求者が提出した給料支払明細書で確認できる報酬月額から 32 万円とすることが必要である。

また、平成 14 年 4 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録する

ことが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときに代表取締役であった者は、平成14年4月から平成19年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）については納付したか否かについては不明と回答しているが、B年金事務所が提出した平成16年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び平成19年4月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届では、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できるとともに、当該期間について、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成14年4月から平成19年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成12年8月から平成14年3月までの期間については、請求者が提出した給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000056 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100002 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 2 月 17 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで

請求期間は、前職を退職し地元で職業訓練校に行っていた。商工会か市役所の人に未納であることを指摘されて市役所で国民年金保険料を納付した。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号(\*)は昭和 57 年 1 月 11 日に払い出されていることが確認できる。

また、請求者が提出した年金手帳の国民年金被保険者資格の取得日は昭和 56 年 1 月 1 日と記載され、オンライン記録と一致しており、同日に遡って加入処理がなされたと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、A市は、請求者の請求期間に係る国民年金に関する資料を保管していない旨回答している上、日本年金機構も、請求期間当時、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない旨回答している。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付した際に職員が台帳に記入していたと主張しているところ、A市は、当時の資料は残っていないため取扱いは不明と回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000149 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100003 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 8 月から昭和 63 年 11 月まで  
結婚した昭和 62 年 4 月頃に、国民年金の未納の通知が届いたため、同年 5 月頃 A 市役所へ行き、納付をした記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿、国の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 57 年 8 月 16 日で国民年金の被保険者資格を喪失し、その後同資格を再取得した履歴はなく、同市は、再取得の手続は行われていなかったと考えられる旨回答している上、同市及び日本年金機構は、請求者に対して、基礎年金番号へ統合されている請求者の国民年金の記号番号(\*)以外の番号が払い出された記録は確認できない旨回答していることから、請求期間当時請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000055 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100003 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者が船舶所有者 A における船員保険の被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 10 月 8 日から昭和 53 年 1 月 15 日まで

船員保険に加入するため、A 氏、B 氏、C 氏と四人で、D 診療所へ診察に行った。その後、E へ入港した際に食中毒にかかり、近くの病院へ行ったが、保険証を忘れたため家に電話して母親に保険番号を尋ねた。この食中毒にかかったのが、昭和 52 年 3 月から 4 月頃だったと記憶している。また、結婚する前の昭和 54 年 5 月に、嫁の父親に船員保険にはいつ頃入ったか聞かれ、2 年ぐらいになると答えた。請求期間の船員保険の記録がもれているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

F 漁業協同組合が提出した請求者の船舶所有者 A に係る船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、請求者の被保険者証の番号は\*、船員保険の年金番号は\*、資格取得年月日は昭和 53 年 1 月 15 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、前述の決定通知書及び船舶所有者 A に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の船員保険の資格取得年月日より前において請求者の氏名はなく、同名簿の被保険者証の番号に欠番はない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、船舶所有者は昭和 54 年に A から子である G に変更されているところ、両者とも既に亡くなっているため、請求者の請求期間における勤務状況について確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿に記載されている者のうち、所在が確認できる 7 名に照会したところ、複数の者は、請求者は船舶所有者 A の船に乗っていた旨陳述しているが、同船舶所有者における船員保険の取扱い及び請求者に係る船員保険の加入等について、具体的な回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において船員保険の被保険者であったと認めることはできない。